

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年2月1日から6年10月1日までの期間及び16年6月1日から同年12月15日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を4年2月から5年9月までの期間は44万円に、同年10月から6年9月までの期間は47万円に、16年6月から同年11月までの期間は62万円にそれぞれ訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成9年4月1日から10年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から10年10月1日まで  
② 平成16年6月1日から同年12月15日まで

ねんきん定期便を見て、A社に係る標準報酬月額の記録の一部が著しく低く記録されていることに気付いた。その後、厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額はいずれもオンライン記録を上回っていることが分かる給与明細書や源泉徴収票などが見つかったので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、当初、申立期間のうち、平成4年2月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については44万円、同日から6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については47万円としてそれぞれ記録されていたが、同年3月16日付けで、4年2月1日に遡って11万円に改定されるとともに、4年10月及び5年10月の定時決定に係

る記録も11万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が居住していた市が保管する給与支払報告書から確認できる「社会保険料等の金額」及び「支払金額」は、遡及訂正後の標準報酬月額に基づく社会保険料額及び報酬月額を上回っている。

さらに、申立てに係る事業所の経理担当取締役は、申立期間の始期（平成4年2月）から数年後に代表取締役から社会保険料を滞納していることを告げられた旨を、また、システム開発担当取締役（平成5年9月退任）及び元従業員（平成7年4月退職）は、退職金が未払である旨をそれぞれ回答していることから、同事業所は、遡及訂正処理の行われた平成6年3月頃に社会保険料を滞納していたと考えられる。

なお、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間①及び②を通じて、申立てに係る事業所の取締役であったことが確認できるが、他の取締役及び元従業員の証言から、申立人は申立期間①及び②において社会保険事務に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成6年3月16日付けで行った遡及訂正処理は、事実即ししたものとは考え難い上、合理的な理由はなく、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額、すなわち、平成4年2月から5年9月までの期間は44万円、同年10月から6年9月までの期間は47万円にそれぞれ訂正することが必要である。

- 2 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成9年4月1日から10年10月1日までの期間について、申立人が居住していた市が保管する給与支払報告書及び申立人が所持する給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額を検討した結果、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が低額となっていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については56万円に訂正することが必要である。

また、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人及び元従業員が所持する給与明細書並びに給与支払報告書により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、申立期間について長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付

する義務を履行していないと認められる。

- 3 オンライン記録では、当初、申立期間のうち、平成16年6月1日から同年12月15日までの期間に係る標準報酬月額については62万円と記録されていたが、同年10月13日付けで同年6月1日に遡って34万円に改定されるとともに、同年10月15日付けで同年9月の定時決定に係る記録も34万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額を上回っている。

さらに、申立てに係る事業所の滞納処分票から、同事業所が当該期間中に社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が平成16年10月13日及び同月15日付けで行った遡及訂正処理は、事実即ししたものとは考え難い上、合理的な理由はなく、有効な記録訂正であるとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成16年6月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成6年10月1日から9年4月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、これに見合う年間の社会保険料額及び報酬月額が、給与支払報告書から確認できる「社会保険料等の金額」及び「支払金額」を著しく下回っていると考えられることから不自然である。

しかしながら、申立人は給与明細書を所持しておらず、また、申立てに係る事業所は既に解散している上、事業主は既に死亡しているため、賃金台帳の提出が得られず、各月の保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

また、i) 申立てに係る事業所の他の被保険者が所持する給与明細書及び賃金台帳から、同事業所における報酬は賞与が占める割合が大きく、年によって報酬額の変動が大きいことが確認できること、ii) 経理担当取締役は、時期については不明であるが、賞与の支払がない年もあった旨を回答していること、iii) 申立人から聴取しても当該期間に係る各月の報酬の支払に関して具体的な供述が得られないことなどから、当該期間における各月の保険料控除額及び報酬月額を確認又は推認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、事業主の届出により訂正（34万円から44万円）が行われているが、訂正後の標準報酬月額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当するため、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円となっている。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、平成10年3月1日から18年7月1日までの期間及び同年9月1日から21年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、10年3月は34万円に、同年4月は38万円に、同年5月から15年3月までの期間は30万円に、同年4月は36万円に、同年5月から同年7月までの期間は38万円に、同年8月は34万円に、同年9月から16年1月までの期間は38万円に、同年2月は30万円に、同年3月から同年9月までの期間は38万円に、同年10月から同年12月までの期間は36万円に、17年1月は34万円に、同年2月から同年4月までの期間は36万円に、同年5月は32万円に、同年6月から18年6月までの期間は36万円に、同年9月から同年12月までの期間は34万円に、19年1月は30万円に、同年2月から同年7月までの期間は34万円に、同年8月は32万円に、同年9月から同年12月までの期間は34万円に、20年1月は28万円に、同年2月は30万円に、同年3月から同年8月までの期間は34万円に、同年9月及び同年10月は32万円に、同年11月及び同年12月は30万円に、21年1月は32万円に、同年2月は26万円に、同年3月は32万円に、同年4月は30万円に、同年5月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から21年9月1日まで  
A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額

が実際に受けていた給与より著しく低い記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、当初 20 万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 10 月 5 日に、事業主の届出により訂正（34 万円から 44 万円）が行われている。

しかしながら、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初、記録されていた標準報酬月額（20 万円）となっている。

- 2 特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 3 したがって、申立期間のうち、平成 10 年 3 月 1 日から 15 年 1 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から 18 年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの期間の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載された報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額から、10 年 3 月は 34 万円に、同年 4 月は 38 万円に、同年 5 月から 14 年 12 月までの期間は 30 万円に、15 年 4 月は 36 万円に、同年 5 月から同年 7 月までの期間は 38 万円に、同年 8 月は 34 万円に、同年 9 月から 16 年 1 月までの期間は 38 万円に、同年 2 月は 30 万円に、同年 3 月から同年 9 月までの期間は 38 万円に、同年 10 月から同年 12 月までの期間は 36 万円に、17 年 1 月は 34 万円に、同年 2 月から同年 4 月までの期間は 36 万円に、同年 5 月は 32 万円に、同年 6 月から 18 年 6 月までの期間は 36 万円に、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 34 万円に、19 年 1 月は 30 万円に、同年 2 月から同年 7 月までの期間は 34 万円に、同年 8 月は 32 万円に、同年 9 月から同年 12 月までの期間は 34 万円に、20 年 1 月は 28 万円に、同年 2 月は 30 万円に、同年 3 月から同年 8 月までの期間は 34 万円に、同年 9 月及び同年 10 月は 32 万円に、同年 11 月及び同年 12 月は 30 万円に、21 年 1 月は 32 万円に、同年 2 月は 26 万円に、同年 3 月は 32 万円に、同年 4 月は 30 万円に、同年 5 月は 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、他の月に係る給与支払明細書及び源泉徴収票から推認し、標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 10 月 5 日に、申立期間

に係る報酬月額を訂正する旨の届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間のうち、平成9年10月1日から10年3月1日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額とオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額が一致している。

また、申立期間のうち、平成18年7月1日から同年9月1日までの期間及び21年6月1日から同年9月1日までの期間については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、事業主に照会しても回答が得られないため、報酬月額及び給与から控除された厚生年金保険料額を確認することができない。

このほか、平成9年10月1日から10年3月1日までの期間、18年7月1日から同年9月1日までの期間及び21年6月1日から同年9月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成9年10月1日から10年3月1日までの期間、18年7月1日から同年9月1日までの期間及び21年6月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③から⑨までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ、平成15年12月27日及び16年8月10日は20万円、同年12月28日は19万4,000円、17年8月10日及び同年12月28日は20万円、18年8月10日は14万6,000円、同年12月28日は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から17年1月1日まで  
② 平成15年8月11日  
③ 平成15年12月27日  
④ 平成16年8月10日  
⑤ 平成16年12月28日  
⑥ 平成17年8月10日  
⑦ 平成17年12月28日  
⑧ 平成18年8月10日  
⑨ 平成18年12月28日

平成15年4月から16年12月までの期間、国の年金記録では標準報酬月額が20万円になっているが、給料支払明細書では、この額に見合う厚生年金保険料以上の金額が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

また、賞与に係る記録が無いが、平成16年8月、17年8月、同年12月、



18年8月及び同年12月に支払われた賞与支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、15年8月、同年12月及び16年12月における賞与支払明細書は見当たらないが、妻が作成した入金メモ（以下「入金メモ」という。）から、賞与の支給を受け、保険料も控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、同法に基づき標準賞与額について記録の訂正等を行う場合も同様に、源泉控除されていたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①の申立人に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の証言を得ることはできないものの、事業主が申立期間に係る誤った報酬月額を記載した算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出していることを確認できる上、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が申立期間①の全期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間④及び⑥から⑨までの期間については、申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書に記載された保険料控除額から平成16年8月10日、17年8月10日及び同年12月28日は20万円、18年8月10日は14万6,000円、18年12月28日は14万2,000円とすることが必要である。

- 4 申立期間③については、申立人は賞与支払明細書を所持していないが、入金メモから、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる上、給料支払明細書によって確認できる平成15年1月から同年12月までの社会保険料控除額の累計額と源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額との差額から、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、入金メモ、給料支払明細書及び源泉徴収票から推認できる賞与額から、20万円とすることが必要である。

- 5 申立期間⑤については、申立人は賞与支払明細書を所持していないが、入金メモから、申立人は、申立てに係る事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる上、給料支払明細書において確認できる平成16年1月から同年12月までの社会保険料控除額及び同年8月の賞与支払明細書において確認できる社会保険料控除額の累計額と源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額との差額から、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、入金メモ、給料支払明細書及び源泉徴収票から推認できる保険料控除額から、19万4,000円とすることが必要である。

- 6 事業主が申立人に係る申立期間③から⑨までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の証言を得ることができず、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 7 申立期間②については、申立人は賞与支払明細書を所持していないが、入金メモから、申立てに係る事業所から賞与の支払を受けていたことは確認できる。

しかしながら、給料支払明細書において確認できる平成15年1月から同年12月までの社会保険料控除額及び同年12月の賞与から控除されたと推認できる社会保険料額の累計額と源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は一致することが確認できる。

また、申立人は平成15年8月及び同年12月の賞与額はそれぞれ、15万円及び20万円であった旨述べているのに対し、入金メモにはそれぞれ15万円及び17万2,140円と記載されており、同年8月の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

さらに、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 948 (事案 351 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から48年3月まで

大学在学中の昭和45年に20歳になり、私の住民登録があった市内の実家に住む母から集金人を通して私の国民年金の加入手続と保険料の納付をしていたと聞いていたが、申立期間が未加入となっていたので記録の訂正を求めたものの、認められなかった。

今回、集金人として前回供述した人物は母の記憶違いであり、特定はできないものの集金をしたのは地区の婦人会の別の人物であることが分かった。

また、新たな資料として国民年金の加入手続及び保険料納付に係る集金組織について、上記市に対し情報開示を求めた結果を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無いこと、ii) 申立人の母は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付は集金人を通して行ったと述べ、特定の人物名を挙げているが、その人物は、国民年金の集金を行っていたものの、申立人の母の家は自分の受持地区外であり、申立人について加入手続や保険料の集金をした記憶はないとしている上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の平成元年2月16日に払い出されており、その時点においては、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無いこと、iv) 申立人と同様に、その母が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の弟も、

20歳直後からの大学在学中の申立期間は未加入となっていることなどから、既に当委員会の決定に基づく20年12月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立てにおいて、その母が申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと述べていた人物は母の記憶違いであり、その人物を特定することはできないものの地区の婦人会の別の人物が集金をしていたと新たに主張している。

しかしながら、その根拠は、前回の当委員会の調査によって申立人の母が記憶していた人物が申立人の住所地を担当する集金人でなかったことが明らかになったためであり、当初の主張からの変遷は不自然である上、申立人の母から集金人を特定できる新たな供述はないことから、新たな事情とはならない。

また、申立人は、申立期間に母が居住していた市に対し、申立期間に関する国民年金保険料の集金人について情報開示及び調査依頼を求めた結果を新たな資料として提出しているが、その内容は同市が、情報開示対象となる行政文書は不存在である上、調査の結果、納付組織として婦人会の活動があったことは確認できたが集金人は不明であるとの回答を行っているものであり、同資料により申立期間の国民年金保険料の納付があったものと推認することはできない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、A組合員として掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 3 日から 48 年 1 月 19 日まで  
② 昭和 51 年 4 月頃から同年 10 月頃まで  
③ 昭和 51 年 11 月頃から同年 12 月頃まで  
④ 昭和 54 年頃から 55 年 8 月頃まで

申立期間①についてはC協同組合（現在は、D協同組合）、申立期間②についてはE事業所、申立期間③についてはF事業所、申立期間④についてはG社H店（現在は、I社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険（申立期間①についてはA組合）の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D協同組合が保管する職員管理表及び雇用保険の記録から、申立人は当該期間中、C協同組合で勤務していたことが確認できる上、D協同組合が保管する健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、当該期間中、健康保険に加入していたことは確認できる。

しかしながら、D協同組合は、i) A組合に加入していた場合、職員管理表のJ年金番号欄に番号及び資格取得年月が記入されているはずであるが、申立人に係る職員管理表にはそれらの記入がないこと、ii) 保管するA組合の資格取得及び喪失に係る通知書に申立人の記録が無いことから、申立人に係るA組合への加入手続は行っておらず、掛金の控除及び納付も行っていない旨回答している。

また、申立人は、C協同組合に臨時職員として勤務していたと述べており、D協同組合が保管する職員管理表においても、申立人が臨時職員であったことが確認できるところ、同協同組合から提供された他の職員の職員

管理表によれば、臨時職員から正職員になった際にA組合に加入していることが確認できる上、C協同組合の同僚は、臨時職員はA組合に加入していなかった旨証言している。

さらに、申立人に係る当該期間の掛金がB団体により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA組合員として当該期間の掛金をB団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は昭和51年3月1日から同年11月20日までE事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、E事業所は上記期間において厚生年金保険の適用事業所となっていなかったことが確認できる。

また、K事業所（E事業所の資料を保管）は、申立人に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書などの資料を所持していない上、E事業所の同僚の氏名を記憶していないことから、当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることもできない。

加えて、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の記録から、申立人は昭和51年11月25日から同年12月28日までF事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、F事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和57年5月1日であり、当該期間において同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、F事業所は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人に係る厚生年金保険料は控除していなかった旨回答している。

さらに、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、F事業所の同僚の氏名を記憶していないため、当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることもできない。

加えて、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は、G社H店で勤務していたと主張してい

るが、I社は、申立人に係る資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、企業年金連合会は、G社が加入していたLグループ厚生年金基金（解散）における申立人の加入記録は無い旨回答している。

さらに、I社は、G社が加入していたL健康保険組合（別の健康保険組合と合併）における申立人の加入記録は無い旨回答しているところ、申立人は、当該期間中、夫の健康保険被扶養者となっている上、国民年金に任意加入し付加保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持していない上、G社の同僚からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 11 月 5 日まで  
昭和 35 年 10 月 1 日から A 社（後に、B 社と名称変更）に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことに納得ができないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の元同僚は、自身の入社を昭和 37 年 7 月頃とした上で、「申立人は私よりも早く入社していて、一緒に顧客回りをして営業を教えてもらいました。」と証言していることから、申立人が 37 年 11 月以前から同事業所に勤務していたことがうかがえるが、期間を特定することができない。

また、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の加入期間は、昭和 37 年 11 月 5 日から 41 年 12 月 31 日までとなっており、厚生年金保険の加入期間と一致していることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所は既に解散している上、事業主は死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の事実について確認することができず、元従業員からも、これに関する証言を得られない。

加えて、申立人は、申立期間を通して国民年金に加入しており、保険料を納付期限内に納付していることが、社会保険事務所（当時）の記録から確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで  
平成 9 年 5 月から 11 年 11 月末まで、A 社に勤務したと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する平成 9 年分給与に係る源泉徴収票及び平成 10 年分給与に係る給与支払報告書から、期間は特定できないが申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、平成 9 年分給与に係る源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額は、これに見合う標準報酬月額が存在せず、同票から確認できる申立人の給与総額又は申立人の記憶する報酬月額に見合う当時の健康保険及び厚生年金保険の保険料額に著しく不足することから、同保険料とは考え難い。

また、平成 10 年分給与に係る給与支払報告書の「社会保険料等の金額」欄は、空欄となっていることから、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は給与明細書を所持しておらず、事業主に照会しても回答が得られないため、申立人に係る勤務期間、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において国民健康保険及び国民年金に加入しており、申立期間の国民年金保険料についても一部納付している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。